平成２５年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目９番５―502号
債務者　浦川　明奈
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１５号
青森県弘前市大字城南４丁目４番地６
債務者　窪田　映子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字稲田２丁目３番地18
債務者　小野　由佳
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１２５号
青森県弘前市大字城東４丁目１番地12　ハイツ４丁目１号
債務者　平山　佐敏
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第６０４号
北九州市八幡西区光明２丁目２番23―303号
債務者　梶原　義雄
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６０５号
北九州市八幡西区光明２丁目２番23―303号
債務者　梶原　豊子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５９８号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目22番４―203号　ラ・フォレスタＲＹＵ　Ｄ棟
債務者　熊本賀津恵
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１号
北海道室蘭市寿町１丁目21番４号　松山アパート２階左号室、前住所北海道登別市登別東町５丁目37番地１　登別東町団地Ｄ―50
債務者　武田　美香
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
岩手県久慈市長内町第24地割90番地、旧住所岩手県久慈市長内町第35地割122番地74
債務者　川崎　静
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第２８号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第15地割103番地137
債務者　松田　鉄男
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第３５２号
神奈川県厚木市飯山3298番地１　ハイツデイジー201
債務者　村市　博幸
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７４４号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治一番館402号
債務者　内田　正俊
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅６棟307号
債務者　森本八重子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２０号
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地1918番地の２
債務者　加藤　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第２４１号
香川県木田郡三木町大字池戸946番地６　サンハイツ三木202号室
債務者　佐竹　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０６３号
福岡市中央区薬院２丁目６番23号
債務者　中尾チカヱ
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０６号
福岡市東区唐原１丁目４番32号
債務者　村中よし子（旧姓上別府）
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで　福岡地方裁判所第４民事部